

船橋市既存建築物吹付けアスベスト対策事業費補助金交付要領

1 趣旨

この要領は、船橋市既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付要綱（平成19年4月1日施行。以下「要綱」という。）第22条の規定に基づき、船橋市既存建築物吹付けアスベスト対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

2 所有者等

要綱第1条に規定する所有者等とは、次に掲げる者とする。

- (1) 所有者
- (2) 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）に定める区分所有者の団体又は管理者

3 建築物

建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項第1号に規定するものをいう。

4 国、地方公共団体その他公共団体に準ずる者

要綱第3条第1項第2号に規定する国、地方公共団体その他公共団体に準ずる者として別に定める者は、独立行政法人及び本市以外の地方公共団体が設立した地方独立行政法人その他本市以外の地方公共団体の設立、出資等に係る法人とする。

5 大規模な事業者

要綱第3条第1項第2号に規定する大規模な事業者として別に定める者は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成17年4月13日法律第30号）第2条第1項各号に掲げる者以外の事業者とする。

6 必要な書類等

1) 要綱第6条に規定する市長が定める書類は、次の掲げるものとする。ただし、第12号に掲げる要件にあっては、市長が必要があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 位置図（縮尺、方位、調査地の位置を記載）
- (2) 建築物の配置図
- (3) 平面図（アスベスト等施工場所を表示したもの）
- (4) 現況写真（建築外観及びアスベスト等施工場所が判断できるもの）
- (5) 確認済証及び検査済証の写し（ある場合のみ）
- (6) 登記事項証明書（建物）又は建物の所有者であることが確認できる書面（申請者が区分所有者等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条規定する区分所有者の団体である場合を除く）
- (7) 登記事項証明書（法人）（補助金の交付を受けようとする者が法人の場合に限る。）
- (8) 団体の代表者であることを証する書類（申請者が建物の区分所有者等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条規定する区分所有者の団体である場合に限る。）
- (9) 区分所有者の集会において、当該事業を実施する決議がなされたことを証する書類（申請者が第3条第1項第1号アに規定する区分所有者の団体である場合に限る。）
- (10) 原則として所有者全員の合意があることを証する書類（申請者が建物の区分所有者等に関する

る法律（昭和37年法律第69号）第3条規定する区分所有者の団体である場合を除き、補助対象建築物が共有物である場合に限る。）

- (11) 委任状（代理人が申請する場合に限る。）
 - (12) 市税を滞納していないことを証する書類（申請者が区分所有者の団体のほか人格のない社団等で直接に納税義務を生じない者は除く。）
 - (13) アスベストの含有の恐れがあることを証する書面（図面、写真等）
 - (14) 要綱別表1第2項第3号に定める分析機関であることを証する書類
 - (15) 見積書（分析機関から取得したもの）
 - (16) 分析調査若しくは除去工事に要する費用について、消費税法の規定により仕入に係る消費税額及び地方消費税額の取扱に関する消費税仕入控除税額取扱確認書
 - (17) その他市長が必要と認める書類
- 2) 要綱第7条第1項に規定する市長が定める書類は、前項(1)から(16)までに掲げるもの並びに次に掲げるものとする。
- (18) 分析機関が発行した分析調査結果報告書の写し
 - (19) 要綱別表第1第3項第1号ア又はイに定める者であることを証する書類
 - (20) 施工計画書
 - (21) その他市長が必要と認める書類
- 3) 要綱第13条第1項に規定する市長が定める書類は、次に掲げるものとする。
- (1) 支払内訳書
 - (2) 分析機関が発行した分析調査結果報告書（厚生労働省通知による「石綿分析結果報告書」又はこれと同等の情報が記載された資料）の写し
 - (3) 請負者と締結した契約書等の写し（分析機関が下請人となる場合は、請負者と分析機関が締結した契約書の写しを含む。）
 - (4) 請負者からの請求書又は領収書の写し（分析機関が下請人となる場合は、分析機関の請求書又は領収書の写しを含む。）
 - (5) 調査箇所の採取中の写真及び採取後の現場写真
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 4) 要綱第13条第2項に規定する市長が定める書類は、次に掲げるものとする。
- (1) 支払内訳書
 - (2) 請負者が作成した除去等工事の結果報告書の写し
 - (3) 請負者と締結した契約書等の写し
 - (4) 請負者からの請求書又は領収書の写し
 - (5) 工事記録（施工前、施工中及び施工後の写真を含む）
 - (6) 次に掲げる法令等に基づき、必要に応じて提出した届出書の写し
 - ①大気汚染防止法（昭和43年6月10日法律第97号）
 - ②石綿障害予防規則（平成17年2月24日厚生労働省令第21号）
 - ③建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年5月31日法律第104号）
 - ④廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）
 - (7) その他市長が必要と認める書類

7 様式

要綱に規定する様式は次の表のとおりとする。

要 綱	名 称	別記様式
第 6 条	船橋市既存建築物吹付けアスベスト対策事業費補助金交付申請書（分析調査事業）	第 1 号
第 7 条第 1 項	船橋市既存建築物吹付けアスベスト対策事業費補助金交付申請書（除去等事業）	第 2 号
第 8 条第 1 項	船橋市既存建築物吹付けアスベスト対策事業費補助金交付決定通知書	第 3 号
第 8 条第 3 項	船橋市既存建築物吹付けアスベスト対策事業費補助金不交付決定通知書	第 4 号
第 9 条第 3 項	船橋市既存建築物吹付けアスベスト対策事業承継届	第 5 号
第 1 0 条	船橋市既存建築物吹付けアスベスト対策事業費補助金交付申請取下届出書	第 6 号
第 1 1 条第 1 項	船橋市既存建築物吹付けアスベスト対策事業（変更・中止・廃止）承認申請書	第 7 号
第 1 1 条第 4 項	船橋市既存建築物吹付けアスベスト対策事業費補助金（変更・中止・廃止）承認通知書	第 8 号
第 1 2 条	船橋市既存建築物吹付けアスベスト対策事業事故報告書	第 9 号
第 1 3 条第 1 項	船橋市既存建築物吹付けアスベスト対策事業完了報告書（分析調査事業）	第 1 0 号
第 1 3 条第 2 項	船橋市既存建築物吹付けアスベスト対策事業完了報告書（除去等事業）	第 1 1 号
第 1 3 条第 3 項	船橋市既存建築物吹付けアスベスト対策事業消費税仕入控除税額報告書	第 1 2 号
第 1 4 条	船橋市既存建築物吹付けアスベスト対策事業費補助金交付確定通知書	第 1 3 号
第 1 6 条第 2 項	船橋市既存建築物吹付けアスベスト対策事業費補助金交付決定取消通知書	第 1 4 号
第 1 7 条第 3 項	船橋市既存建築物吹付けアスベスト対策事業費補助金返還命令書	第 1 5 号

附 則

この要領は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

平成 2 1 年 6 月 1 5 日一部改正。

附則

平成 2 4 年 4 月 2 日一部改正。

附則

令和 2 年 4 月 3 0 日一部改正。

附則

令和 4 年 4 月 1 日一部改正